

指定管理者業務仕様書（総則）

NO.	ページ	項目	質問内容	回答
1	14	4(4)その他の業務⑤	東部スポーツパークにて、過去に実施した利用者アンケートがありましたらご開示ください。	アンケートは実施しておりません。
2	15	7委託費	<p>、令和10年12月31日のISDN回線サービス終了に伴う光回線への変更を指定管理者の負担で実施する旨の記載があります。これに伴い、現状の両施設（和名ケ谷・東部）の機械警備システムについて、以下の2点をご教示ください。</p> <p>①現在使用している回線種別と回線数 ②設置されている警備用送信機のメーカーおよび型番</p>	<p>【和名ケ谷スポーツセンター】</p> <p>①一般加入回線：1回線 ②メーカー：ALSOK 型番：S-854RA</p> <p>【東部スポーツパーク】</p> <p>①無線回線：1回線 ②メーカー：セコム 型番：通信アダプター LC-A3010 通信ユニット TR-U2600</p>
3	16	8備品等	指定管理者の業務に切り替わる際に既設の備品消耗品のうち、引上げ（撤去）となる物品がありましたら、ご教示ください。	<p>【和名ケ谷スポーツセンター】</p> <p>以下は、代表的なものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ施設管理関係（受付・設備・警備・清掃） 工具、文房具、清掃用具、薬品（塩素・ポリ塩化アルミニウム）、脚立（一部）、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、電気ポット、扇風機、計測器、ラック類、洗剤、トイレトーパー ●プール管理関係 金庫、トランシーバー、電話子機、ラック類、ロッカー、机、電気ポット、ホットカーペット、心肺蘇生練習人形、滑り止めマット、水質計、洗濯用具、コースロープカバー、ビート板（一部）、プール用クリーナー・高圧洗浄機・ポリリッシャー等の清掃用具全般、ヌードル、三脚、足ひれ、レスキューチューブ ●トレーニング室管理関係 ダンベル、ダンベルラック、ヨガマット、バランスボール、ラジカセ、冷蔵庫 <p>【東部スポーツパーク】</p> <p>データ編集用のPC機器</p>

4	17	10通信運搬費	<p>ISDN回線サービス終了に伴う光回線への変更について、ご教示ください。</p> <p>①現状、和名ケ谷・東部において、何にISDN回線を利用し、各施設で何回線の契約があるかご教示ください。</p> <p>②各システムの既存機器及び通信端末は、光回線への切替時に買替えが必要なものがあるか、あるいは既存機器がIP網に対応しているのかご教示ください。</p> <p>③現状、和名ケ谷・東部において、来館者が無償で利用可能なフリーWi-Fi（公衆無線LAN）設備は設置されているかご教示ください。</p>	<p>【和名ケ谷スポーツセンター】</p> <p>①利 用：電話・FAX 回線数：INSネット64回線：1回線 アナログ回線：1回線</p> <p>②光回線への切替時には交換機周辺にONUを設置することになりますが、特に買替えが必要な物はありません。また交換機の設定変更等は必要となります。端末については使えなくなることはありません。</p> <p>③当市のDX推進課にて2階ロビーにフリーWi-Fiを設置しております。</p> <p>【東部スポーツパーク】</p> <p>①利 用：電話 回 線：アナログ回線 回線数：2回線</p> <p>②切り替え時につきましては、電話本体の交換が必要になります。</p> <p>③フリーWi-Fiはございません。</p>
5	17	11賃借料	<p>現在、市が賃貸借を行っており令和9年4月より指定管理者の費用負担になる賃貸借について、令和9年4月から再リースになる場合の金額をご教示ください。</p>	<p>【和名ケ谷スポーツセンター】</p> <p>仕様書138頁及び139頁に記載のNo5～8・11～12の機器につきましては、現在、市において再リースを行っておりますが、令和9年4月以降も継続して使用する場合は、指定管理者においてリース会社と協議のうえ、再リース等の対応を行っていただくこととなります。なお、現在、市が負担している再リース料金につきましては、仕様書146頁の「内容」欄に記載のとおりでございます。また、仕様書138頁及び139頁に記載のNo9～10につきましては、リース契約ではなく単年度契約となっております。当該契約金額につきましては、仕様書146頁の「内容」欄に記載のとおりでございます。</p> <p>【東部スポーツパーク】</p> <p>賃貸借の対象機器について、令和9年4月から新たに再リースとなる機器はございません。現在、再リースをしている機器は提供資料146頁の「内容」欄に記載のとおりでございます。</p>

6	19	15苦情対応等	過去にあった施設へのクレームやご意見について教えてください。	<p>直近には下記のご意見・ご要望を利用者よりいただいております。</p> <p>【和名ケ谷スポーツセンター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和室での飲食を認めていただきたい ・プール内の採暖室について、雑談をしている利用者が多く、感染症対策に不安を感じる。 ・プールの点検を兼ねた休憩時間は現状、1時間に1回、10分間実施しているが、今後は2時間に1回とし、市民が最大限利用できるように工夫をしていただきたい。 ・駐車場の料金は現状、1時間未満の利用時間の場合、無料としているが、今後は2時間未満に延ばしていただきたい。 <p>【東部スポーツパーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコートを予約したいが、なかなか予約が出来ない。 ・野球場を終日利用させてほしい。 ・テニスラケットやボール等を貸してほしい。
7	21	20自動販売機等の設置 松戸市東部スポーツパーク	仕様書21ページに記載されている、「松戸市東部スポーツパークの施設内には、指定管理者による自動販売機・売店（物品販売）の設置は行わない事」と記載がありますが、理由をご教示ください。もし、規制緩和が可能な場合は、緩和範囲をご教示ください。	<p>現在、東部スポーツパークにおいては、施設運営上の方針により、指定管理者による自動販売機及び売店（物品販売）の設置は認めておりません。なお、本募集に係る指定管理期間中（令和9年度から10年度まで）においては、当該取り扱いを変更する予定はございません。一方で、今後の施設運営のあり方については、利用者サービスの向上の観点から、検討してまいります。</p>
8	22	18目的外使用許可(2)	目的外使用料について、具体的な算定基準をご教示いただけますでしょうか。また、現在、松戸市が和名ケ谷スポーツセンターに設置している自動販売機の「設置場所・台数・合計面積」で設置すると仮定した場合、指定管理者が市へ支払う年間使用料についてもご教示いただけますでしょうか。	<p>算定根拠：松戸市行政財産目的外使用料条例第2条の規定による 算定基準：建物の固定資産税評価額に1,000分の5を乗じて得た額に建物の延べ面積に対する使用部分の面積の割合を乗じて得た額</p> <p>設置場所：1～3階 屋外（駐車場） 設置台数：16台（自販機） 22箱（回収箱） 設置面積：21.07㎡ 目的外使用料：61,152円（R6年度）</p>